【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各証券業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当　、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各証券業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各証券業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び　一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各証券業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

２　前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（　協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十六条第一項に規定する上場会社等を代表すべき取締役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する上場会社等の業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は同条第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十六条第一項に規定する上場会社等を代表すべき取締役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する上場会社等の業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は同条第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第五項に規定する上場会社等又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十六条第一項に規定する上場会社等を代表すべき取締役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する上場会社等の業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第五項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第五項に規定する上場会社等又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十六条第一項に規定する上場会社等を代表すべき取締役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する上場会社等の業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第五項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第五項に規定する上場会社等又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十六条第一項に規定する上場会社等を代表すべき取締役若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する上場会社等の業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第五項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第五項に規定する上場会社等又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百六十六条第一項に規定する上場会社等を代表すべき取締役若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する上場会社等の業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第五項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（公表措置）

**第三十条**　法第百九十条の二第四項又は第百九十条の三第五項に規定する会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百九十条の二第一項に規定する上場株券等の発行者である会社を代表すべき取締役若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する会社の業務等に関する重要事実、会社の業務執行を決定する機関の決定又は会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百九十条の三第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第五項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

（公表措置）

**第三十条**　法第百九十条の二第四項又は第百九十条の三第五項に規定する会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、法第百九十条の二第一項に規定する上場株券等の発行者である会社を代表すべき取締役若しくは当該取締役から重要事実等（同条第四項に規定する会社の業務等に関する重要事実、会社の業務執行を決定する機関の決定又は会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百九十条の三第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第五項に規定する公開買付け等事実を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこととする。

一　国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二　国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三　日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

２　前項に規定する周知のために必要な期間は、同項各号に掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。

（改正前）

（新設）